

○広島県警察災害派遣隊の組織及び運用に関する訓令

平成26年11月10日

本部訓令第22号

改正 平成28年1月本部訓令第2号 平成31年2月本部訓令第4号  
平成31年4月本部訓令第7号 令和元年6月本部訓令第2号  
令和3年10月本部訓令第20号 令和7年2月本部訓令第5号

警察本部

警察学校

各警察署

広島県警察災害派遣隊の組織及び運用に関する訓令を次のように定める。

広島県警察災害派遣隊の組織及び運用に関する訓令

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 即応部隊（第4条—第13条）
- 第3章 一般部隊（第14条—第23条）
- 第4章 警備支援隊（第24条—第26条）
- 第5章 雑則（第27条—第34条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、広島県警察災害派遣隊（以下「災害派遣隊」という。）の組織及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大規模災害 自然現象、事故等により生ずる大規模な災害をいう。
- (2) 大規模災害発生時 大規模災害が発生し、又は大規模災害が正に発生しようとしている場合をいう。
- (3) 被災地等 大規模災害の被災地又は被災が予想される地域をいう。
- (4) 被災地警察 被災地等を管轄する都道府県警察をいう。

（編成等）

第3条 災害派遣隊は、即応部隊、一般部隊及び警備支援隊により編成し、国内における大

規模災害発生時において、被災地警察を管理する都道府県公安委員会の援助の要求により派遣され、当該都道府県公安委員会の管理の下に災害警察活動を行うものとする。

(一部改正〔令和元年本部訓令2号〕)

## 第2章 即応部隊

(即応部隊の編成等)

第4条 即応部隊は、広域緊急援助隊警備部隊（以下「警備部隊」という。）、広域緊急援助隊交通部隊（以下「交通部隊」という。）、広域緊急援助隊刑事部隊（以下「刑事部隊」という。）、広域警察航空隊及び緊急災害警備隊並びに機動警察通信隊をもって編成する。

2 警備部隊、交通部隊、刑事部隊及び緊急災害警備隊の編成は別表第1から別表第4までのとおりとし、広域警察航空隊の編成は警察用航空機1機につき操縦士2人及び整備士2人を基本とする。ただし、警察庁若しくは中国四国管区警察局から別に指示がある場合又は警察本部長（以下「本部長」という。）が別に任務の分担を指示した場合は、この限りでない。

3 即応部隊は、大規模災害発生時に直ちに被災地等に派遣され、かつ、その間、十分な食料、飲料水等を携行し、原則として自活して活動する。特に、警備部隊は、被災地警察から被災地における先導、宿泊所の手配等の支援を受けることを念頭に置くことなく、テントや寝袋等の自活用装備資機材を携行し、災害警察活動を行うものとする。

4 即応部隊の各隊の被災地等における一回の派遣期間（移動日は除く。）は、次条から第9条までに規定する期間とする。

(一部改正〔平成31年本部訓令7号・令和7年5号〕)

(警備部隊の任務等)

第5条 警備部隊に第1小隊、第2小隊及び第3小隊を置くものとする。

2 前項の小隊に先行情報班、救出救助班及び隊本部班を置き、発災初期はおおむね3日間を、それ以降はおおむね1週間をめどとして、被災地等において次に掲げる任務に当たるものとする。

なお、部隊の指揮官は、被災地等の状況を踏まえ、指揮下にある部隊員の任務を組み替えて運用することができる。

(1) 先行情報班は他班に先行して被災地等に赴き、被災状況、道路状況等に係る情報その他の部隊活動に必要な情報の収集及び報告に当たるとともに、合同調整所等において関係機関と調整を行うものとする。

(2) 救出救助班は、速やかに被災地等に赴き、被災者の救出救助、避難誘導等に当たるものとする。

(3) 隊本部班は、食料、飲料水等の調達、管理及び配布、広報、被災地警察との連絡調整、その他の警備部隊の災害警備警察活動全般に係る支援に当たるものとする。

3 第1小隊には、前項に規定するもののほか、極めて高度な救出救助能力を必要とする災害現場での救出救助活動に当たる特別救助班を置くものとする。

(一部改正〔令和元年本部訓令2号・7年5号〕)

(交通部隊の任務等)

第6条 交通部隊に先行情報班、交通対策班及び管理班を置き、おおむね1週間をめぐり、被災地等においてそれぞれ次に掲げる任務に当たるものとする。

(1) 先行情報班は、交通対策班に先行し、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第76条第1項の規定に基づき都道府県公安委員会が指定する区域又は道路の区間として確保すべき道路及び被災地等において活動を行うための道路(以下これらを「緊急交通路等」という。)の被災状況等の情報収集及び報告に当たるものとする。

(2) 交通対策班は、緊急交通路等の応急対策、交通規制とその担保措置及び緊急通行車両の先導等に当たるものとする。

(3) 管理班は、食料、飲料水等の調達、管理及び配布、最新の交通情報の収集、広報、被災地警察との連絡調整、その他の災害交通警察活動全般に係る支援に当たるものとする。

(一部改正〔令和7年本部訓令5号〕)

(刑事部隊の任務等)

第7条 刑事部隊に死体取扱班及び遺族対応班を置き、おおむね1週間をめぐり、被災地等においてそれぞれ次に掲げる任務に当たるものとする。

(1) 死体取扱班は、被災地における検視、死体調査等に当たるものとする。

(2) 遺族対応班は、被災者の心情に配慮した上で、遺体安置場所における遺族等への遺体の引渡しに当たるとともに、災害警備本部及び一般部隊の被災者支援部隊と連携した上、遺族等に安否情報の提供を行うものとする。

(一部改正〔令和7年本部訓令5号〕)

(広域警察航空隊の任務等)

第8条 広域警察航空隊は、発災初期はおおむね3日間を、それ以降はおおむね1週間をめぐり、被災地等において目視による被災実態の把握、ヘリコプターテレビシステム及び実況アナウンスによる画像・音声伝送、地域部通信指令課総合通信指令室等に対する情報伝達、救出救助に当たる部隊の輸送、被災者等の搜索活動、救援物資の輸送等救援活動に対する効果的な支援に当たるものとする。また、広域警察航空隊の拠点における特派機の受入れ調整、警察用航空機の運航統制及び調整並びに各機の活動状況の集約等の業務支

援に当たるものとする。

(一部改正〔令和7年本部訓令5号〕)

(緊急災害警備隊の任務等)

第9条 緊急災害警備隊に第1小隊、第2小隊、第3小隊及び第4小隊を置き、数日間をめぐり、被災地等において被災者の救出救助、行方不明者等の捜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備その他の災害警備警察活動並びに無人となった集落等における警戒及び警ら、被災地等における検問等の犯罪の抑止を目的とした活動その他の被災地警察の長が指示する活動に当たるものとする。

(一部改正〔令和7年本部訓令5号〕)

(隊員の指定等)

第10条 即応部隊(機動警察通信隊を除く。)の隊員は、次のとおりとする。

(1) 警備部隊

ア 大隊長には、広島県警察管区機動隊(以下「管区機動隊」という。)の大隊長をもって充てる。

イ 大隊副官には、管区機動隊の大隊副官をもって充てる。

ウ 中隊長は、管区機動隊第1中隊長又は第2中隊長のうちいずれかを本部長が指定する。

エ 特別救助班の班員は、警備部機動隊(以下「機動隊」という。)の隊員の中から、警備部機動隊長の上申に基づき本部長が指定する。

オ その他の隊員は、機動隊及び管区機動隊の隊員の中から、当該隊員の所属長の上申に基づき本部長が指定する。

(2) 交通部隊

ア 大隊長には、交通部交通機動隊長をもって充てる。

イ その他の隊員は、原則として、交通部交通機動隊及び交通部高速道路交通警察隊の隊員の中から、当該隊員の所属長の上申に基づき本部長が指定する。

(3) 刑事部隊

ア 隊長は、刑事部捜査第一課の検視官室長及び各検視官の中から、刑事部捜査第一課長の上申に基づき本部長が指定する。

イ 死体取扱班の班員は、刑事部及び警察署に勤務する警察職員の中から、当該警察職員の所属長の上申に基づき本部長が指定する。

ウ 遺族対応班の班員は、被害者支援に関する知識及び経験を有し、かつ、警務部及び警察署に勤務する警察職員の中から、当該警察職員の所属長の上申に基づき本部長が指定する。

エ その他の隊員は、刑事部及び警察署に勤務する警察職員の中から、当該警察職員の所属長の上申に基づき本部長が指定する。

(4) 広域警察航空隊

隊員は、警備部警備課広島県警察航空隊に勤務する警察官及び一般職員の中から、警備部警備課長（以下「警備課長」という。）の上申に基づき本部長が指定する。

(5) 緊急災害警備隊

隊員は、管区機動隊の隊員のうち、警備部隊の隊員以外の者をもって充てる。

（一部改正〔令和元年本部訓令2号・3年20号・7年5号〕）

（機動警察通信隊）

第11条 機動警察通信隊の編成、任務の内容、隊員の指定等については、中国四国管区警察局広島県情報通信部（以下「情報通信部」という。）において行うものとする。

（一部改正〔平成31年本部訓令7号〕）

（隊員上申上の留意事項）

第12条 第10条第1号エ及びオ、第2号イ、第3号並びに第4号の規定により上申を行う者（以下「上申者」という。）は、上申を行うに当たって次に掲げる事項に留意することとする。

- (1) 幹部隊員は、人格、識見及び部隊指揮能力に優れている者であること。
- (2) 心身ともに厳しい勤務環境に耐え得る者であること。
- (3) 任務に必要な知識、経験及び技能を有する者であること。
- (4) 隊員の入校、病気、けが等を考慮して、これに代わる者を補充要員として選定しておくこと。

2 第10条第1号エの規定による上申に当たっては、前項に規定するもののほか、次に掲げる事項に留意することとする。

- (1) 登はん、ロープブリッジ、リペリング降下、潜水等救出救助のための特殊な活動に関し、特に優れた技能を有していると認められる者であること。
- (2) 各種災害対策用装備資機材の取扱い、救急法等に関し、特に優れた技能を有していると認められる者であること。

（上申の手続等）

第13条 第10条第1号エ及びオ、第2号イ、第3号並びに第4号の規定による上申は、別記様式第1号による上申書を本部長に提出して行うものとする。

2 第10条第1号ウからオまで、第2号イ、第3号及び第4号の規定による指定を行った場合は、別記様式第2号の通知書により上申者に対してその旨を通知する。

3 上申者は、昇任、配置換え、病気療養等のため、隊員の指定を解除しなければならない場合は、速やかに指定解除の上申をするとともに、当該隊員に代わる隊員の指定を上申しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、隊員の指定解除の上申及び指定解除の通知について準用する。

### 第3章 一般部隊

(一般部隊の編成等)

第14条 一般部隊は、特別警備部隊、特別犯罪抑止部隊、被災者支援部隊、特別自動車警ら部隊、特別機動捜査部隊、身元確認支援部隊、特別交通部隊及び支援対策部隊並びに情報通信支援部隊をもって編成する。

2 前項の各部隊（情報通信支援部隊を除く。）の編成は、大規模災害発生時の状況に応じて警察庁が示す基準に従いその都度行うものとする。

3 一般部隊は、大規模災害発生時から一定期間が経過した後に長期間にわたり被災地等へ派遣され、災害警察活動を行うものとする。

(一部改正〔令和7年本部訓令5号〕)

(特別警備部隊の任務等)

第15条 特別警備部隊は、おおむね10日間をめぐり、被災地等において行方不明者等の捜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備及び一般部隊の他の部隊の任務とされていない活動並びに被災地警察の長が特に指示する活動に当たるものとする。

(一部改正〔令和7年本部訓令5号〕)

(特別犯罪抑止部隊の任務等)

第16条 特別犯罪抑止部隊は、おおむね10日間をめぐり、被災地において犯罪抑止を目的とした防犯カメラの設置等に係る活動に当たるものとする。

(追加〔令和7年本部訓令5号〕)

(被災者支援部隊の任務等)

第17条 被災者支援部隊は、おおむね10日間をめぐり、被災地等において避難所等の訪問を通じた相談対応及び防犯指導並びに行方不明者等相談情報の収集及び整理に当たるものとする。

(一部改正〔令和元年本部訓令2号・7年5号〕)

(特別自動車警ら部隊の任務等)

第18条 特別自動車警ら部隊は、おおむね10日間をめぐり、被災地等において警ら用無線自動車による警戒、警ら等に当たるものとする。

(一部改正〔令和7年本部訓令5号〕)

(特別機動捜査部隊の任務等)

第19条 特別機動捜査部隊は、おおむね8日間(2交替制勤務の場合、各班3当務)をめぐり、被災地等において捜査車両を用いたよう撃捜査、初動捜査等各種捜査活動に当たるものとする。

(一部改正〔令和7年本部訓令5号〕)

(身元確認支援部隊の任務等)

第20条 身元確認支援部隊は、被害の状況を踏まえて必要な期間、被災地等において死亡の蓋然性が高い行方不明者の家族等からの身元確認に資する情報及び資料の収集等に当たるものとする。

(一部改正〔令和7年本部訓令5号〕)

(特別交通部隊の任務等)

第21条 特別交通部隊は、おおむね2週間をめぐり、被災地等において信号機の滅灯に伴う交通整理その他の災害交通警察活動に当たるものとする。

(一部改正〔令和7年本部訓令5号〕)

(支援対策部隊の任務等)

第22条 支援対策部隊は、おおむね2週間をめぐり、被災地等において被災地等へ派遣される災害派遣隊が円滑に活動できるようにするための宿泊所の手配、被災地等への先導並びに食料、飲料水、装備資機材、車両、燃料等の調達、管理及び搬送に関する活動又はその支援に係る事務に当たるものとする。

(一部改正〔令和元年本部訓令2号・7年5号〕)

(情報通信支援部隊の任務等)

第23条 情報通信支援部隊の任務等については、情報通信部において定めるものとする。

#### 第4章 警備支援隊

(追加〔令和元年本部訓令2号〕、一部改正〔令和7年本部訓令5号〕)

(警備支援隊の編成、任務等)

第24条 警備支援隊は別表第5のとおり編成し、警備部隊及び緊急災害警備隊に同行し、合同調整所での連絡調整及び報道機関との広報調整に当たるものとする。

(追加〔令和元年本部訓令2号〕、一部改正〔令和7年本部訓令5号〕)

(隊員の指定等)

第25条 警備支援隊の隊員は、次のとおりとする。

(1) 隊長には、警備部警備課次席をもって充てる。

- (2) 副隊長には、警備部危機管理課から警部の階級にある警察官をもって充て、警備部危機管理課長（以下「危機管理課長」という。）の上申に基づき本部長が指定する。
- (3) その他の隊員は、警備部危機管理課の巡査部長以上の階級にある警察官の中から、危機管理課長の上申に基づき本部長が指定する。
- 2 警備支援隊を2隊派遣する必要があるときは、前項の隊員以外の者を隊員とする警備支援隊を編成するものとする。
- 3 前項の規定により編成する警備支援隊の隊員は、原則として警備部の警察官の中から、第1項の隊員と同階級の者を、当該警察官の所属長の上申に基づき本部長が指定するものとする。

（追加〔令和元年本部訓令2号〕、一部改正〔令和7年本部訓令5号〕）

（上申の手続等）

第26条 前条第1項第2号及び第3号並びに同条第3項の規定による上申は、別記様式第1号による上申書を本部長に提出して行うものとする。

- 2 前条第1項第2号及び第3号並びに同条第3項の規定による指定を行った場合は、別記様式第2号の通知書により上申者に対してその旨を通知する。
- 3 上申者は、昇任、配置換え、病気療養等のため、隊員の指定を解除しなければならない場合は、速やかに指定解除の上申をするものとする。なお、指定を解除した隊員に代わる隊員については、警備部の警察官の中から、当該警察官の所属長の上申に基づき本部長が指名するものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、前項の隊員の指定解除の上申及び指定解除の通知について準用する。

（追加〔令和元年本部訓令2号〕、一部改正〔令和7年本部訓令5号〕）

## 第5章 雑則

（一部改正〔令和元年本部訓令2号〕）

（指揮系統等）

第27条 災害派遣隊（機動警察通信隊及び情報通信支援部隊（以下「機動警察通信隊等」という。）を除く。以下同じ。）の招集、派遣及び解散は、本部長が命令する。

- 2 前項の規定により災害派遣隊が招集され、他の都道府県の被災地等に派遣された場合は、当該被災地警察の長の指揮の下に活動を行うものとする。

（一部改正〔令和元年本部訓令2号・7年5号〕）

（活動上の留意事項）

第28条 活動を行うに当たり、次に掲げる事項に留意することとする。

- (1) 二次災害の発生のほか、交通事故及び受傷事故も危惧されることから、装備資機材を最大限に活用するとともに隊員相互の連携を強化するなどして事故防止の徹底を図ること。
- (2) 他の部隊の各隊との間における連絡体制の確保に努めるなど、緊密な連携を図ること。
- (3) 惨事ストレス、食中毒、熱中症、感染症等の健康問題を念頭に置き、第33条に規定する庶務を担当する所属及び警務部厚生課が緊密に連携し、健康状態等を踏まえた隊員の選定、派遣前の事前教養、派遣中における声掛け等を通じた体調確認、適切な休憩及び休息時間の確保、派遣後の隊員の心身のケア等、隊員の健康管理に十分配慮すること。

(追加〔令和7年本部訓令5号〕)

(積極的な広報)

第29条 災害派遣隊は、被災者の安心感等を醸成するため、被災地警察及び第33条に規定する庶務を担当する所属と連携し、当該部隊の活動内容等が十分に周知されるよう、被災者その他の関係者のプライバシーに配慮しつつ、現場や派遣前後における取材対応、報道機関を含む様々な媒体を通じた情報発信に向けた記録等の広報活動を積極的に行うものとする。

- 2 被災地等における交通状況については、被災地等の住民のみならず、被災地等への物流に欠かせない情報であることを念頭に、被災地警察等と連携し通行止め、う回措置等の交通規制の実施状況、道路陥没等の危険箇所の状況等が十分に周知されるよう、積極的な広報活動に努めるものとする。

(追加〔令和7年本部訓令5号〕)

(教養訓練等)

第30条 災害派遣隊の教養訓練は、広島県警察単独で行うほか、他の都道府県警察及び関係機関との合同訓練等を実施し、平素から緊密な連携を図るものとする。

- 2 広島県警察において行う教養訓練は、実践的な集合訓練の方式によるものとし、警備部隊及び緊急災害警備隊にあつては管区機動隊の集合訓練、機動隊の訓練又はその他の訓練の機会を利用するなどの方法により、交通部隊、刑事部隊、広域警察航空隊及び一般部隊にあつては適宜の方法により随時行うものとする。
- 3 危機管理課長は警備部隊及び緊急災害警備隊の、交通部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）は交通部隊の、刑事部刑事総務課長（以下「刑事総務課長」という。）は刑事部隊の、警備課長は広域警察航空隊の年間教養訓練計画を定めなければならない。
- 4 危機管理課長、交通指導課長、刑事総務課長及び警備課長は、前項に規定する年間教養訓練計画のほか、必要に応じて特別教養訓練計画を定めることができる。

5 前2項の教養訓練計画を定めるに当たっては、本部長の承認を得なければならない。

6 機動警察通信隊等の教養訓練等は、情報通信部において行うものとする。

(一部改正〔平成31年本部訓令4号・令和元年2号・3年20号・7年5号〕)

(所属長の義務)

第31条 災害派遣隊の招集命令が発令されたとき並びに前条第4項及び第5項の教養訓練計画により教養訓練が実施されるときは、所属長は、隊員に指定されている所属職員を、指定の日時に、指定の場所へ派遣しなければならない。

(一部改正〔令和元年本部訓令2号・7年5号〕)

(装備資機材等の管理)

第32条 災害派遣隊が使用する装備資機材、車両等は、隊員が所属する所属長において管理するものとする。

(一部改正〔令和元年本部訓令2号・7年5号〕)

(庶務)

第33条 災害派遣隊の庶務は、次に掲げる所属において処理するものとする。

(1) 即応部隊

ア 警備部隊及び緊急災害警備隊 警備部危機管理課

イ 交通部隊 交通部交通指導課

ウ 刑事部隊 刑事部刑事総務課

エ 広域警察航空隊 警備部警備課

(2) 一般部隊

ア 特別警備部隊及び支援対策部隊 警備部危機管理課

イ 特別犯罪抑止部隊及び被災者支援部隊 生活安全部生活安全総務課

ウ 特別自動車警ら部隊 地域部地域課

エ 特別機動捜査部隊 刑事部刑事総務課

オ 身元確認支援部隊 刑事部鑑識課

カ 特別交通部隊 交通部交通企画課

(3) 警備支援隊 警備部危機管理課

(一部改正〔平成31年本部訓令4号・令和元年2号・3年20号・7年5号〕)

(その他)

第34条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(一部改正〔令和元年本部訓令2号・7年5号〕)

附 則

(施行期日)

第1条 この訓令は、平成26年11月10日から施行する。

(広島県警察広域緊急援助隊の組織及び運用に関する訓令の廃止)

第2条 広島県警察広域緊急援助隊の組織及び運用に関する訓令（平成7年広島県警察本部訓令第13号）は、廃止する。

(広島県警察機動隊の運用に関する訓令の一部改正)

第3条 広島県警察機動隊の運用に関する訓令（平成20年広島県警察本部訓令第15号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成28年1月28日本部訓令第2号）

この訓令は、平成28年2月29日から施行する。

附 則（平成31年2月28日本部訓令第4号）

この訓令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1)・(2) 略

(3) 前2号に掲げる規定以外の規定 平成31年4月1日

附 則（平成31年4月1日本部訓令第7号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月19日本部訓令第2号）

この訓令は、令和元年6月19日から施行する。

附 則（令和3年10月18日本部訓令第20号）

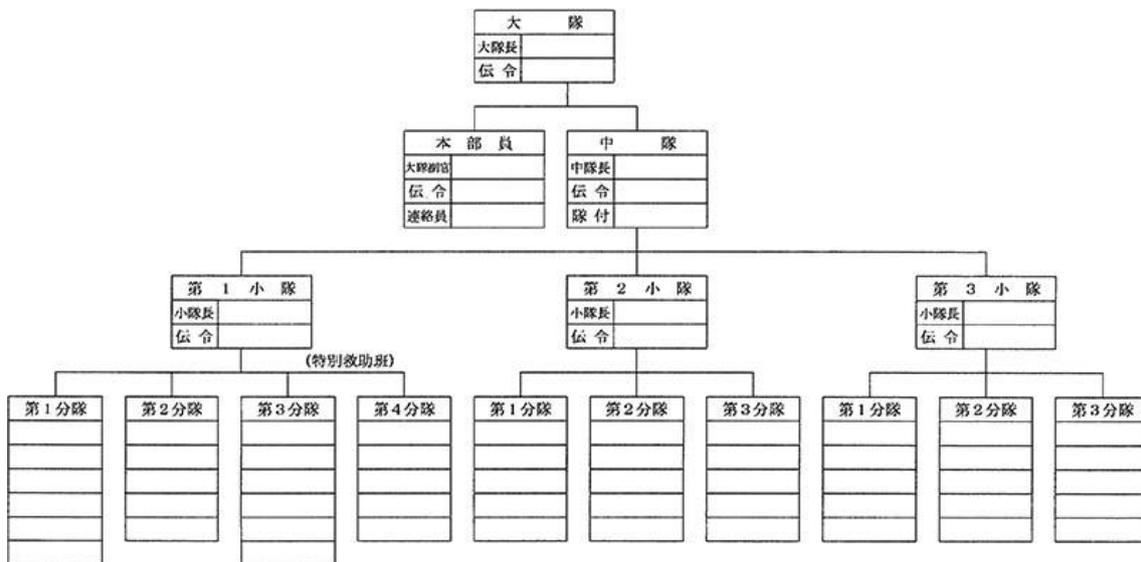
この訓令は、令和3年11月1日から施行する。

附 則（令和7年2月26日本部訓令第5号）

この訓令は、令和7年2月26日から施行する。

別表第1（第4条関係）

警備部隊編成表



備考

- 1 特別救助班の班員として指定された者を第 1 小隊の第 3 分隊又は第 4 分隊の隊員とする。
- 2 特別救助班としての活動を行う場合は、第 1 小隊の第 3 分隊員のうち 1 名を特別救助班長とし、当該班長の下で当該小隊の第 3 分隊及び第 4 分隊が任務に当たる。

別表第 2 (第 4 条関係)

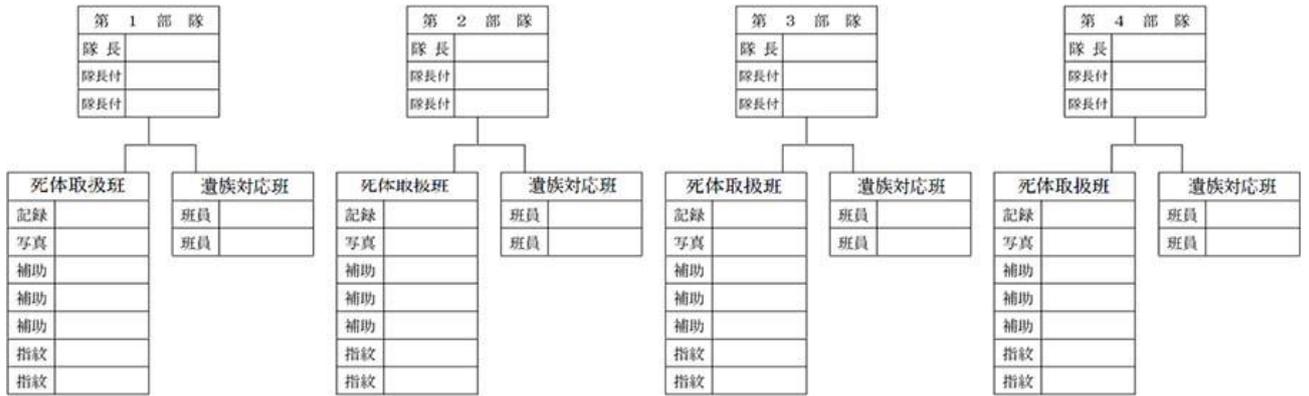
交通部隊編成表



別表第 3 (第 4 条関係)

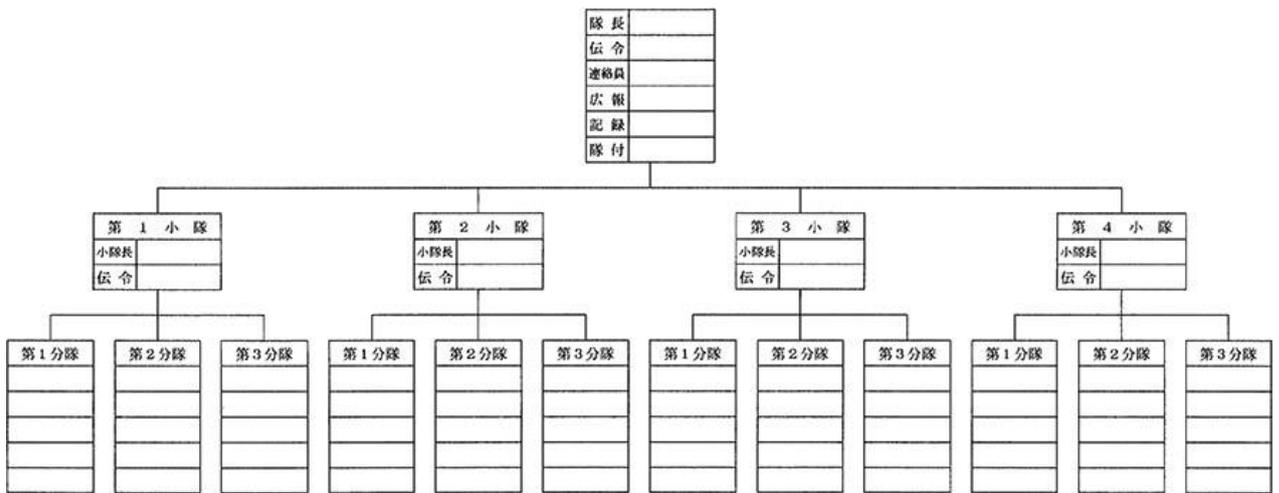
(一部改正 [令和元年本部訓令 2 号・7 年 5 号])

刑事部隊編成表



別表第4 (第4条関係)

緊急災害警備隊編成表



別表第5 (第23条関係)

(追加〔令和元年本部訓令2号〕)

警備支援隊編成表

隊長	
副隊長	
隊員	
隊員	

様式第1号(第13条、第26条関係)

年 月 日

警 察 本 部 長 様

( 上 申 者 )

災害派遣隊員(〇〇隊)の指定(解除)について(上申)

みだしのことについて、次のとおり指定(解除)の上申をします。

指定 解除 の別	部 隊 地位等	階 級	氏 名	歳	備 考

- 注1 上申者が警察署長の場合、警察署長名の下に括弧書きで主務課を記載すること。  
2 部隊地位等欄には、隊名、班名等を記載すること。  
3 解除の場合は、その理由を備考欄に記載すること。

様式第2号(第13条、第26条関係)

年 月 日

( 上 申 者 ) 様

警 察 本 部 長  
( 所 属 名 )

災害派遣隊員(〇〇隊)の指定(解除)について(通知)

年 月 日付で、次のとおり災害派遣隊員に(を)指定(解除)したので通知する。

指定 解除 の別	部 隊 地位等	階 級	氏 名	歳	備 考

別記様式第 1 号（第13条、第26条関係）

（全部改正〔令和元年本部訓令 2 号〕、一部改正〔令和 7 年本部訓令 5 号〕）

様式第 2 号（第13条、第26条関係）

（全部改正〔令和元年本部訓令 2 号〕、一部改正〔令和 7 年本部訓令 5 号〕）